

郡山市女性委員登用率について

報告事項

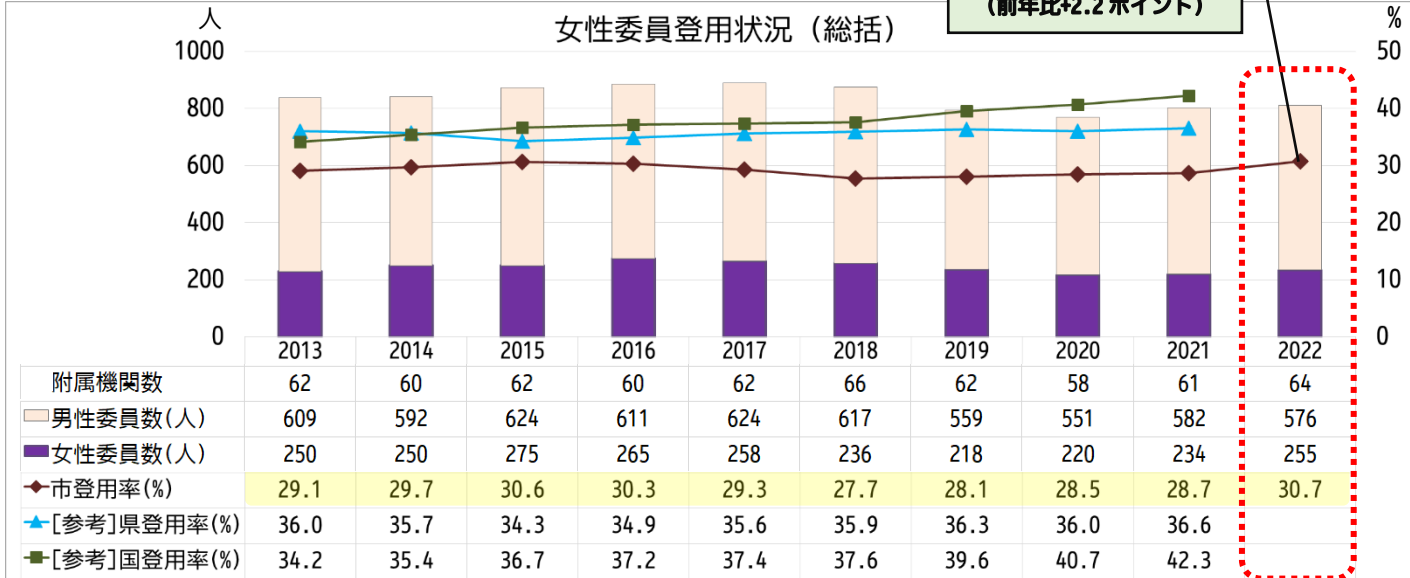
1 女性委員登用率の概要

○基準日：2022 年 4 月 1 日時点
○対 象：(1)地方自治法第 138 条の 4 に基づく委員会(法令・条例に基づく委員会等)：58 機関
(2)地方自治法第 180 条の 5 に基づく行政委員会：6 機関

計 64 機関

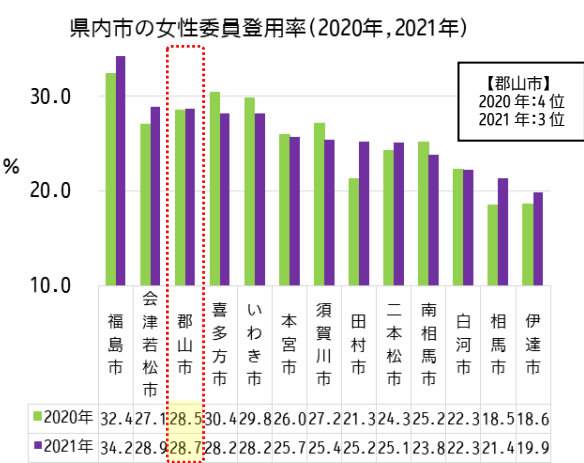
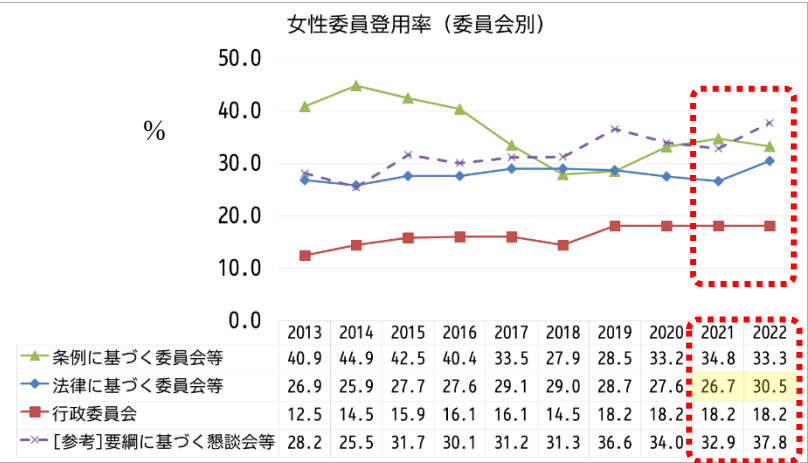


2 登用率の推移 [目標 40%]



【登用率詳細】

【参考】



登用率が2.2%上昇 (前年比)

・2015 年以降 3 年連続で低下していたが、2019 年より 4 年連続上昇に転じた。

【上昇の要因】「法律に基づく委員会等」の登用率が前年比 3.8% 上昇した。

3 女性委員の登用推進に向けて

「女性委員の割合が 40% 以上 (「郡山市附属機関等の設置及び運営に関する指針」第 4 (5) に規定)」に向けて女性委員の登用をお願いしたい

- (1) 団体推薦を行う際、団体に対して女性の推薦を積極的に呼びかけること
 - (2) 候補者の選定を行う場合は、男女それぞれの候補者の案を出して検討を行うこと
 - (3) 法令の制限がない条例設置の委員会、充て職によらず委員の資格要件を女性の登用が進む要件にすること
- ※ 別途各部局へ依頼予定